

一戸町食育センター調理業務及び配送業務
委託に係る公募型プロポーザル実施要項

令和 7 年
一戸町教育委員会

一戸町食育センター調理業務及び配送業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

この実施要項は、一戸町食育センター調理業務及び配送業務委託を実施するにあたり、一戸町が実施する公募型プロポーザルにおける一般的な事項を明らかにするものです。

1. 趣旨

本プロポーザルは、一戸町が一戸町食育センターにおける調理業務及び配送業務委託について事業者の持つ技術力や専門性を活用し、より良い学校給食事業の運営を図るため、単に請負価格のみではなく、企画提案の内容についても評価する総合方式により令和8年4月1日から3年間の業務委託の委託業者選定を行います。

2. 業務の概要

(1) 業務名

一戸町食育センター調理業務及び配送業務委託

(2) 業務場所の概要

施設名	一戸町食育センター
所在地	岩手県二戸郡一戸町一戸字砂森8番地2
開設年月日	平成13年4月1日
建物構造	鉄骨平屋建
延床面積	721.92 m ²
システム	ドライ方式

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおりとする。

(4) 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

業務契約決定通知日から令和8年3月31日までは業務準備期間とする。

3. プロポーザル参加要件

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、公告日において以下の要件を全て満たす者としします。

- (1) 岩手県内で1,000食以上の学校給食センターの調理業務の受託実績を3年以上有し、かつ、現在も継続してそれらの業務を実施していること。
- (2) 岩手県内に主たる営業所又はその他の営業所を有し、緊急時に迅速な対応ができる体制整備を図れること。

※必要に応じて関係書類の提示を求める場合、又は営業所の所在、実態について、調査を行う場合があります。

- (3) 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）に基づく損害賠償の責任を果たすため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (4) 過去 3 年以内に学校給食業務において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく行政処分を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生手続きの申し立て、及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生開始手続きの申し立てがされていない者であること。

4. 選定日程

	内 容	実施時期等
1	公募開始（町ホームページ掲載）	令和 7 年 9 月 9 日（火）
2	調理場見学日（見学者検便結果必要）	令和 7 年 9 月 13 日（土） 午後 1 時から終了まで
3	質問書の受付	令和 7 年 9 月 22 日（月）午後 4 時まで
4	質問書に対する回答	令和 7 年 9 月 30 日（火）までに回答
5	参加表明書提出期限 企画提案書等提出期限	令和 7 年 10 月 9 日（木）
6	プレゼンテーション・ ヒアリング審査の実施	令和 7 年 10 月 20 日（月）
7	選考結果通知	令和 7 年 10 月 27 日（月）
8	契約に関する協議	令和 7 年 11 月
9	業務開始準備期間	決定通知から令和 8 年 3 月 31 日まで
10	契約締結	令和 8 年 4 月 1 日（水）
11	業務開始	令和 8 年 4 月 1 日（水）

5. 調理場見学

見学を希望する場合は、令和 7 年 9 月 12 日（金）正午までに、一戸町教育委員会学校教育課に、法人名、参加人数及び参加者氏名を記載のうえ、FAX 又は電子メールにより申込をしてください。

また、清潔な衣服（白衣及び帽子、マスク）、調理用長靴（シューズ）を用意してください。

※直近の腸内細菌検査結果表を持参すること。

6. 質問の受付

本実施要項、仕様書等に関する質問については、次の方法で提出してください。

(1) 提出書式

質問書（様式第3号）による。

(2) 提出先

一戸町教育委員会 学校教育課

電子メールアドレス kyouiku@town.ichinohe.iwate.jp

※件名に「食育センター調理等業務質問書」と明記ください。

(3) 提出方法

電子メールにて提出してください。

(4) 提出期限

令和7年9月22日（月）午後4時まで

※提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けいたしません。

(5) 質問に対する回答

町が全ての質問について質問者名を無記載とし取りまとめ、全ての参加者に対して、令和7年9月30日（火）までに電子メールにより回答いたします。

ただし、質問事項全てに回答するとは限りませんので承知願います。また、質問に対する回答は、実施要項等の追加又は修正とみなします。

7. 提出書類の様式

(1) 参加表明書（様式第1号）

(2) 事業者の概要（様式第2号）

(3) 質問書（様式第3号）

(4) 企画提案書（様式第4号）

(5) 見積書（様式第5号）

(6) 参加辞退届（様式第6号）

※様式は、一戸町のホームページからダウンロードできます。

8. 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等を次のとおり提出してください。

(1) 提出書類・部数

参加表明書 ※要押印 1部

事業者の概要 1部

企画提案書 正本1部・副本7部

見積書 1部

(2) 提出場所

一戸町教育委員会 学校教育課

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出期限

令和7年10月9日(木)午後4時まで(必着)

※提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けません。

9. 企画提案等

本プロポーザルに参加する者は、必要書類等を次のとおり提出してください。

(1) 提出書類に関する留意事項

ア 事業者の概要

以下の書類を添付すること。

- (a) 法人登記事項全部証明書(写し)
- (b) 直近2か年の法人税、消費税、地方消費税、法人市町村民税の納税証明書(写し可)
- (c) 直近2か年の貸借対照表及び損益計算書
- (d) 岩手県内で1,000食以上の学校給食業務の受託実績を3年以上有していることを証明する書類(契約書の写し等)
- (e) 賠償責任保険の保険証(写し)
- (f) 会社概要パンフレット

イ 企画提案書の作成要領

下記の標題について、それぞれ要点を簡潔に作成すること。用紙のサイズはA4判(A3判を三つ折りにしたものでも可)とし、標題及びページ番号を付けること。

- (a) 業務実績について
給食センターなど大量調理施設における給食調理実績や特に長期にわたって業務契約している実績等を記載すること。
- (b) 学校給食に対する基本的な考え方
学校給食をどのように捉え、業務で具体的にどのように取り組むのか記載すること。
- (c) 業務運営に関する考え方
学校給食調理等業務を行う際の業務運営体制について記載すること。
- (d) 従事者に関する考え方
職員の確保と配置(資格の有無と人数の詳細を含む)、定着への考え方、教育や研修体制について記載すること。

(e) 衛生管理に関する考え方

提案者が提案する衛生管理に関する考え方、衛生管理をどのように徹底させていくかについて記載すること。

(f) 危機管理に関する考え方

万一、食中毒や異物混入等があった場合の対応、大地震等の自然災害が発生した際の対応等、危機管理体制について記載すること。

(g) その他の特筆事項

提案者の強みなど、アピールしたいポイントを記載すること。

ウ 見積書

(a) 見積金額（税抜）については、仕様書及び規格提案書に記載された全ての業務の見積金積算内訳書（業務毎、年度別）を添付すること。

(b) 各年度の詳細な積算内訳書「項目：社員職種ごとの人件費（賃金単価等を明示）、被服費、保健衛生費、管理費等」を添付すること。

10. 選考方法

(1) 審査の概要

別紙仕様書にある「一戸町食育センター調理等業務契約候補者選定基準」に基づきプレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、学校給食に対する考え方や衛生管理体制、人的配置の考え方や見積金額等、総合的に評価し、合計得点の最も高い事業者を選定する。なお、合計得点の最も高い事業者が契約を締結しない場合には、次に得点の高い事業者から順次契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

(2) 審査の詳細

ア 日時及び場所

令和7年10月20日（月）

※時間及び場所は、別途通知します。

イ 実施時間

30分程度（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）

ウ 出席者

4名までとする。

エ 準備物

プロジェクターやパソコン等を使用する場合には、各自準備すること。なお、スクリーン又は大型モニターについては一戸町で準備する。

オ 合計点と同じ場合

審査委員の多数決により選定を行う。

11. 留意事項

(1) 実施要項等の承諾

事業者は、企画提案書の提出を持って、実施要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

企画提案書の作成に要した経費は、全て事業者の負担とする。

(3) 著作権

事業者から提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、一戸町は、選定結果の公表等に必要な場合には、提案書類の内容を使用できるものとする。

(4) 提出書類の取り扱い

一戸町が受理した書類については、理由の如何に関わらず返却はしない。

(5) 提出書類の変更

一戸町が受理した書類については、追加及び変更（差替）は認めない。ただし町が審査に必要と判断した場合は、追加書類の提出等を求める場合がある。

(6) 資料の取り扱い

一戸町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、一戸町の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

(7) 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、参加辞退届を担当窓口へ直接持参又は郵送すること。

12. 提出先及び問い合わせ先

一戸町教育委員会 学校教育課

〒028-5311 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24 番地 9

電話 0195-33-4860（課直通） FAX 0195-32-2001

E-mail kyouiku@town.ichinohe.iwate.jp